

特定路外駐車場の構造について基準

移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（国土交通省令）

下記の構造がわかる 1/200 以上の図面を添付

路外駐車場車いす使用者用駐車施設（第 2 条）

車いすを使用している者が、円滑に利用することができる駐車施設（車いす使用者用駐車施設）を 1 以上設けているか。

車いす使用者用駐車施設は以下の基準を満たしているか

① 幅員 3.5m 以上

② 車いす使用者用駐車施設の表示があるか

③ 第 3 条に定める経路の長さをできるだけ短くなる位置に設置されているか

路外駐車場移動円滑化経路（第 3 条）

車いす使用者用駐車施設から、道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち 1 以上が、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（路外駐車場移動円滑化経路）となっているか

路外駐車場移動円滑化経路は以下の基準を満たしているか

① 経路上に段差を設けない。（傾斜路併設の場合は除く）

② 経路を構成する出入口の幅は、0.8m 以上あるか

③ 経路を構成する通路の幅は 1.2m 以上あるか

④ 経路には 50m 以内ごとに車いすの転回に支障がない場所が設けられているか

⑤ 傾斜路について

・ 幅 1.2m 以上（段に代わるもの）

・ 幅 0.9m 以上（段に併設のもの）

・ 勾配が 1/12 を超えていないか（高さが 16cm 以下のものは 1/8 を超えていないか）

・ 高さが 75cm を超え、かつ勾配が 1/20 を超えるものについては踏幅が 150cm 以上の踊場を設けているか

・ 勾配が 1/12 を超えるか、又は高さが 16cm を超え、かつ勾配が 20/1 を超える傾斜がある部分に手すりが設けられているか

特殊の装置（第 4 条）

前 2 条の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が前 2 条の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。